

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 組織計画

第1編第3章第1節「組織計画」を準用する。

第2節 動員配備計画

第1編第3章第2節「動員配備計画」を準用する。

第3節 自衛隊派遣要請計画

第1編第3章第3節「自衛隊派遣要請計画」を準用する。

第4節 労務供給計画

第1編第3章第4節「労務供給計画」を準用する。

第5節 広域応援活動

第1編第3章第5節「広域応援活動」を準用する。

第6節 隣保互助民間団体協力計画

第1編第3章第6節「隣保互助民間団体協力計画」を準用する。

第7節 地震・津波情報等伝達計画

1 基本方針

地震発生時における、各種地震情報、津波情報、被害発生情報及び関係機関の実施する情報活動等は、応急活動を効果的に実施するためにも重要であり、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努める。

- ① 情報の収集・伝達は、災害対策本部と県災害対策本部、県地方本部相互間の連絡を基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。
- ② 災害対策本部に情報班を設け、地震・津波情報、被害状況及び災害応急対策に関する情報等について、収集・整理・分析・伝達・報告・広報を一元的に実施するものとする。
県本部の各部各班、災害対策本部は、収集・受理した情報を速やかに県本部の情報担当部署に伝達する。
- ③ 災害対策本部が災害発生に即応して機能できるように、あらかじめ情報担当者指定し、速やかに配置できる体制とする。
- ④ 国の災害対策本部に対する報告、要請等は県本部において取りまとめ実施する。
- ⑤ 市は、災害時通信行動マニュアルの作成や災害通信訓練の実施に向けた検討を行う。
- ⑥ 県警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部等に速やかに伝達する。また、二次災害についても同様に把握及び伝達する。
- ⑦ 日本放送協会、長崎放送株式会社、株式会社テレビ長崎、株式会社エフエム長崎、長崎文化放送株式会社、株式会社長崎国際テレビは、あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に基づき正確迅速な情報の伝達を行う。

また、コミュニティFM放送局と災害時における放送要請に関する協定を締結

し、情報伝達の充実を図る。

2 情報の受理、伝達、周知

(1) 地震情報等の受理

市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県本部から伝達される地震情報等の受理は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては災害警戒本部又は市民安全課）において受理する。 ○ 震度情報ネットワークシステム 市に設置された震度計による、震度情報（震度及び地震発生時刻）が受理される。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長崎地方気象台から伝達される地震情報、気象情報、警報、特別警報等は、県災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理課直通電話）において受理する。 ○ 震度情報ネットワークシステム 県下全市町に設置された震度計による、震度情報が防災行政無線により、受理される。
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部から伝達される地震情報等については、あらかじめ定められた受信方法、受領者によって受信する。

(2) 緊急地震速報

- ① 気象庁は、最大震度5弱以上の強い揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報を用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上またはマグニチュード^{*}3.5以上等と予想されるときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

② 緊急地震速報の伝達

ア 気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の経路による市の防災行政無線等を通じて住民に伝達される。

イ 消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、市等に伝達するものとする。

ウ 市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

③ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(3) 地震情報の種類・発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。
震源・震度に関する情報(注)	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想 ・削除 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

第2編—第3章 地震災害応急対策計画

地震情報の種類	発表基準	内容
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害発生の可能性について、地震の発生場所（震源）その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表される。

(4) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対し一度だけ発表 ・(担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合は、その都度発表しない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> 津波警報・津波注意報発表時 (担当地域で)震度5弱以上を観測 社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> 定期(毎月初旬) 	地震津波にかかわる災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、長崎県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	<ul style="list-style-type: none"> 定期(毎週金曜日) 	防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州、山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料

(5) 大津波警報・津波警報・津波注意報

① 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表時

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報・津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報で予想される津波の高さも数値で発表する。

【図表：大津波警報・津波警報・注意報の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定する被害ととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは、津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中で人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

* 大津波警報を特別警報に位置づける。

(注) 津波の高さ：津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差で、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

【図表：津波予報の発表基準とその内容】

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表

	発表基準	内容
津波予報	津波注意報等の解除後も海面変動が継続するとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

注)：「0.2m未満の海面の変動が予想されたとき」または、「津波予報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報の予報」(VTSE41)で発表される。

【図表：長崎県が属する津波予報区】

平成22年4月現在

津波予報区	区域	区域に属する県内市町
長崎県西方	長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾、対馬市及び壱岐市を除く。）	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、佐々町、長崎市、諫早市、大村市、長与町、時津町、西海市、 雲仙市 、南島原市、五島市、新上五島町、小値賀町
壱岐・対馬	長崎県（対馬市及び壱岐市に限る。）	壱岐市、対馬市
有明・八代海	福岡県（有明海沿岸に限る。）佐賀県（有明海沿岸に限る。）長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。）熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。）	諫早市、 雲仙市 、島原市、南島原市

」③ 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や到達予想時刻等を津波情報で発表する。

【図表：津波情報の種類】

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)	各津波予報区の津波の到達予測時刻(注2)や予想される津波の高さを(発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載)を発表

第2編—第3章 地震災害応急対策計画

情報の種類	発表内容
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
沖合の津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)
沖合津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)

(注1)：「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML 電文では、「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2)：この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて襲ってくることもある。

(注3)：津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波第1波の到達時刻と押し引き及びその地点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表される。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(注4)：沖合の津波観測に関する津波発表採用について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表される。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の発生内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	津数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

【沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値(注))の発表内容】

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(6) 地震情報等の伝達、周知

地震・津波等の情報は、次の手段を活用して、周知徹底を図る。

市防災行政無線	市が設置した同報系、戸別受信機により住民への伝達に努める。
県防災行政無線	市と市間及び防災関係機関の情報伝達に用いる。
その他の無線及び有線電話等	消防無線、災害応急復旧用無線、孤立化防止無線等あらゆる機関の無線通信を活用し、情報の伝達を行う。また有線電話等についても活用を図る。
携帯電話、移動体端末による伝達	携帯電話の一斉同報メールを活用し、緊急地震速報の他、避難情報等の災害時の緊急情報の伝達を行う。また、ワンセグ(携帯電話・移動体端末向けの1セグメント部分受信サービス)の活用を図る。
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、テレビを用いて周知を図る。
自治会・自主防災組織を通じての連絡	主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
広報車、有線放送等の活用	特定の地域内に情報を伝達する場合に活用する。

(7) 地震・津波等や避難に係る情報は、次の点に留意して伝達、周知を図る。

- ① 海岸や海上など、防災行政無線等の音声放送による情報を得にくい場所にいる人へ情報を伝達できるように留意する。
- ② 市は、地域住民以外の来訪者が多く利用する観光施設、宿泊施設への防災行政無線の戸別受信機の設置を促進し、施設管理者は、利用者への情報伝達の手段・方法をあらかじめ定めておく。

3 情報収集

(1) 被害状況及び災害応急対策に関する情報

市及び県は、収集・伝達すべき情報について、あらかじめ災害発生後の時間経過に沿って整理しておき、迅速かつ適切な情報の収集・伝達を行う。

収集・伝達すべき情報の主なものは次のとおり。

- ① 緊急要請事項
- ② 被害状況
- ③ 火災の発生状況と延焼拡大状況
- ④ 交通規制等道路交通状況
- ⑤ 観光客等の状況
- ⑥ 自衛隊活動状況
- ⑦ 避難状況
- ⑧ 避難勧告、避難指示（緊急）又は警戒区域設定状況
- ⑨ 避難所の設置状況
- ⑩ 避難生活の状況
- ⑪ 災害応急対策実施状況
- ⑫ 緊急輸送実施状況
- ⑬ 生活必需物資の在庫及び供給状況
- ⑭ 物資の価格、役務の対価動向
- ⑮ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- ⑯ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況
- ⑰ 復旧見込み等

(2) 情報収集手段

市、県及び防災関係機関は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を確保して、迅速かつ適切な情報収集に努める。

① 市

災害対策本部は、防災行政無線及び自治会・自主防災組織を通じるなど、市における情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

② 県

県本部及び県地方本部は、必要に応じ管内市町に職員の派遣等を行い、市における災害対策の実施状況及び被災状況に関する情報収集に努めるとともに、逐次、県本部へ連絡する。

ア ヘリコプターによる情報収集

大規模な地震が発生し甚大な被害が予想される場合や、津波警報が発表された場合は、県本部は、県防災ヘリコプターにおいて、次の事項を重点としながら、速やかな偵察活動を実施するものとし、その結果を県本部に通報する。

また、ヘリコプターを所有する県警察本部、自衛隊、海上保安部各機関においても、偵察活動を実施する。

- (ア) 災害発生場所、延焼の状況
- (イ) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）

- (ウ) 建築物の被害状況
- (エ) 公共機関及び施設の被害状況
- (オ) 住民の動向、その他
- (カ) 津波の発生状況
- ③ 県警察
 - ア 広域緊急援助隊及び交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通情報等の情報収集に当たらせる。
 - イ 夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うとともに、警察庁及び管区警察局に対してヘリコプターテレビ、交通監視カメラ等の画像情報を伝達する。
- ④ 防災関係機関
 - 災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。
- ⑤ 民間企業等と連携した情報収集
 - 市及び県は、民間企業（事業者）からの情報収集やボランティアと連携したツイッター等のコミュニケーション手段による情報収集について、その正確性の検証方法等を含めて検討する。
 - また、店舗の開設等の生活情報の収集・伝達については、報道機関等の協力を得て行うこととし、報道機関等による情報収集内容や情報伝達方法をあらかじめ定めておく。

4 報告・要請事項の処理

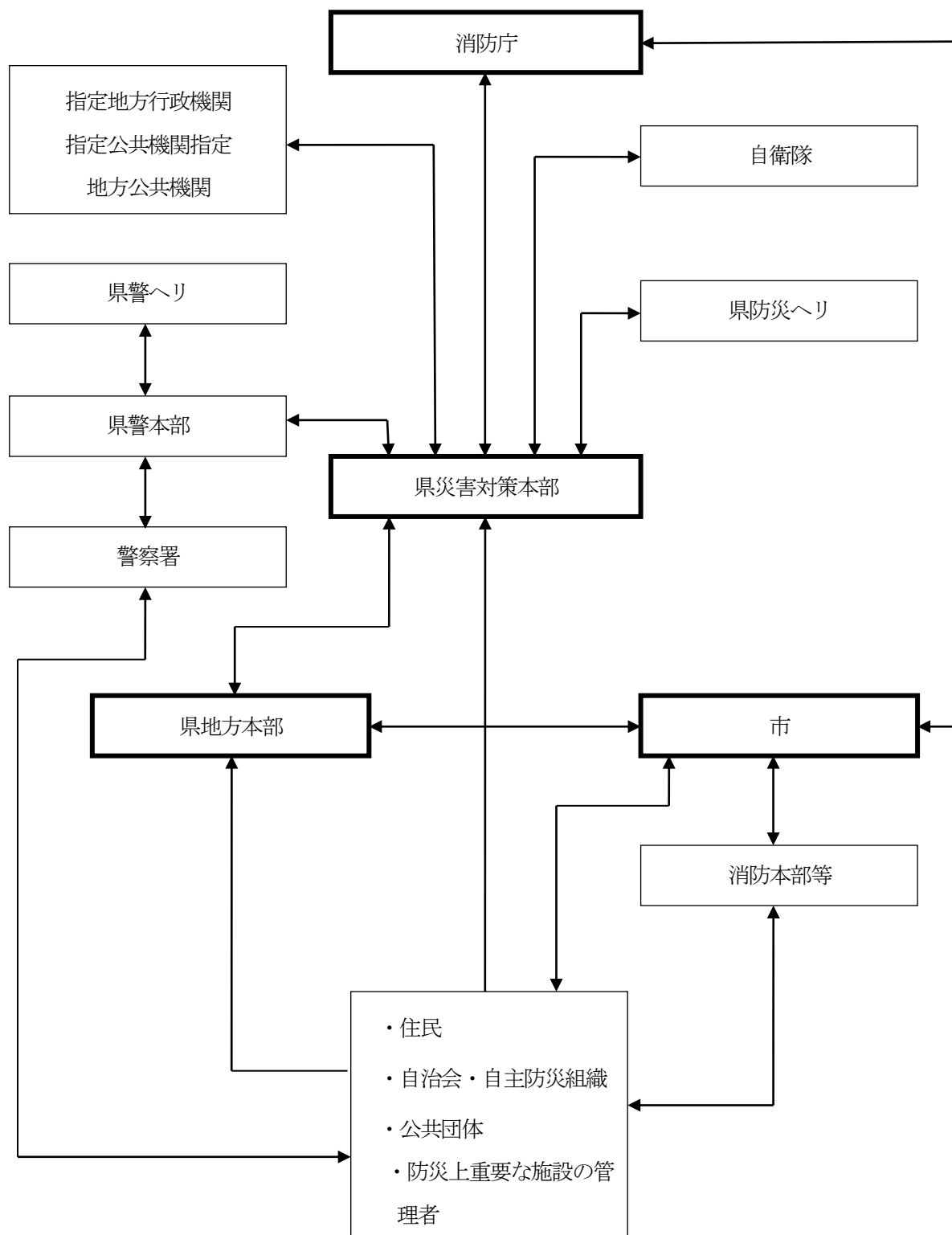
- (1) 国に対する報告及び要請
 - ① 国に対する被害状況及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、県（県本部設置後は県本部、以下同じ。）から無線電話等により行う。
 - ② 被害状況等の報告については、第1編第3章第9節「災害情報収集及び被害報告取扱計画」による
- (2) 地震発生直後の情報等の収集、連絡
 - ① 市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
 - ② 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を県の防災ヘリコプター、県地方本部等より収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
 - ③ 県警察は、被害に関する情報を県警ヘリコプター、管内警察署等より収集し、県に対して連絡するとともに警察庁に報告連絡する。
- (3) 応急対策活動情報の収集、連絡
 - ① 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

第2編—第3章 地震災害応急対策計画

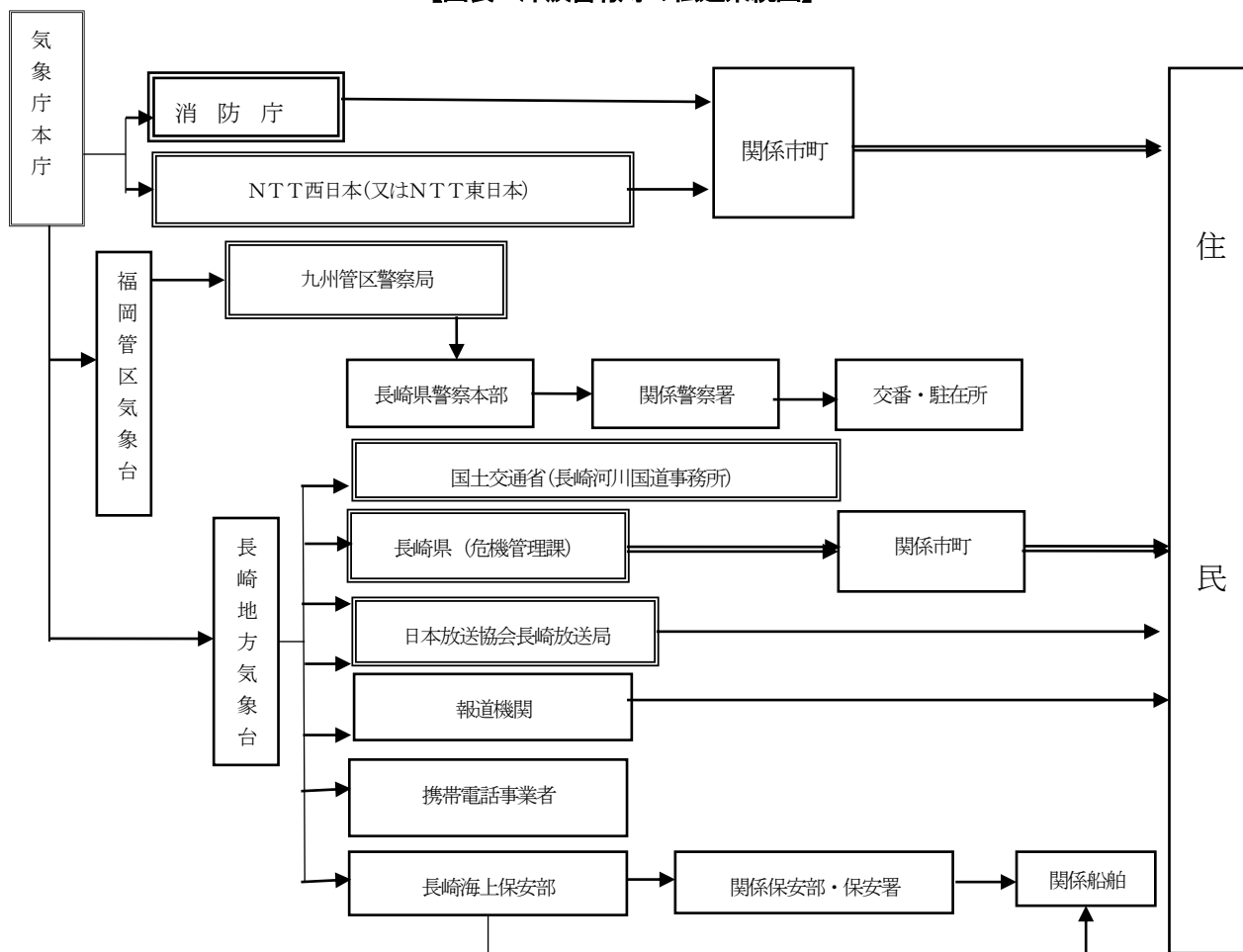
- ② 県及び公共機関は、指定地方行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を随時連絡する。また、指定地方行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じて県、公共機関に連絡する。
 - ③ 市、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。
- (4) 県本部に対する報告及び要請
- ① 災害対策本部は、県地方本部を通じ必要な情報について速やかに県本部に対し報告し、又は要請する。
主な報告及び要請すべき事項
 - ア 緊急要請事項
 - イ 被害状況
 - ウ 市の災害応急対策実施状況
 - ② 防災関係機関は、必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告を行う。
主な報告及び要請すべき事項
 - ア 緊急要請事項
 - イ 被害状況
 - ウ 市の災害応急対策実施状況

なお、県本部においては、防災関係機関に対し、必要な措置の要請を行う。

【図表：総括的な災害情報等系統図】

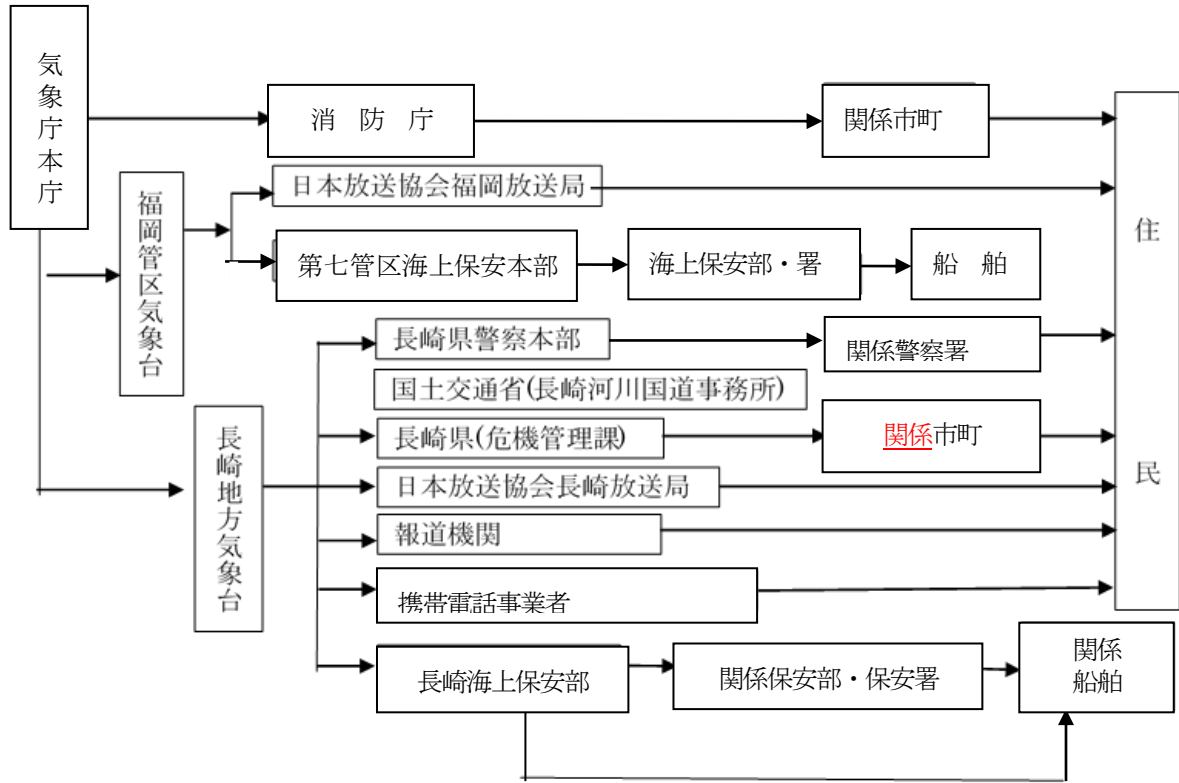


【図表：津波警報等の伝達系統図】

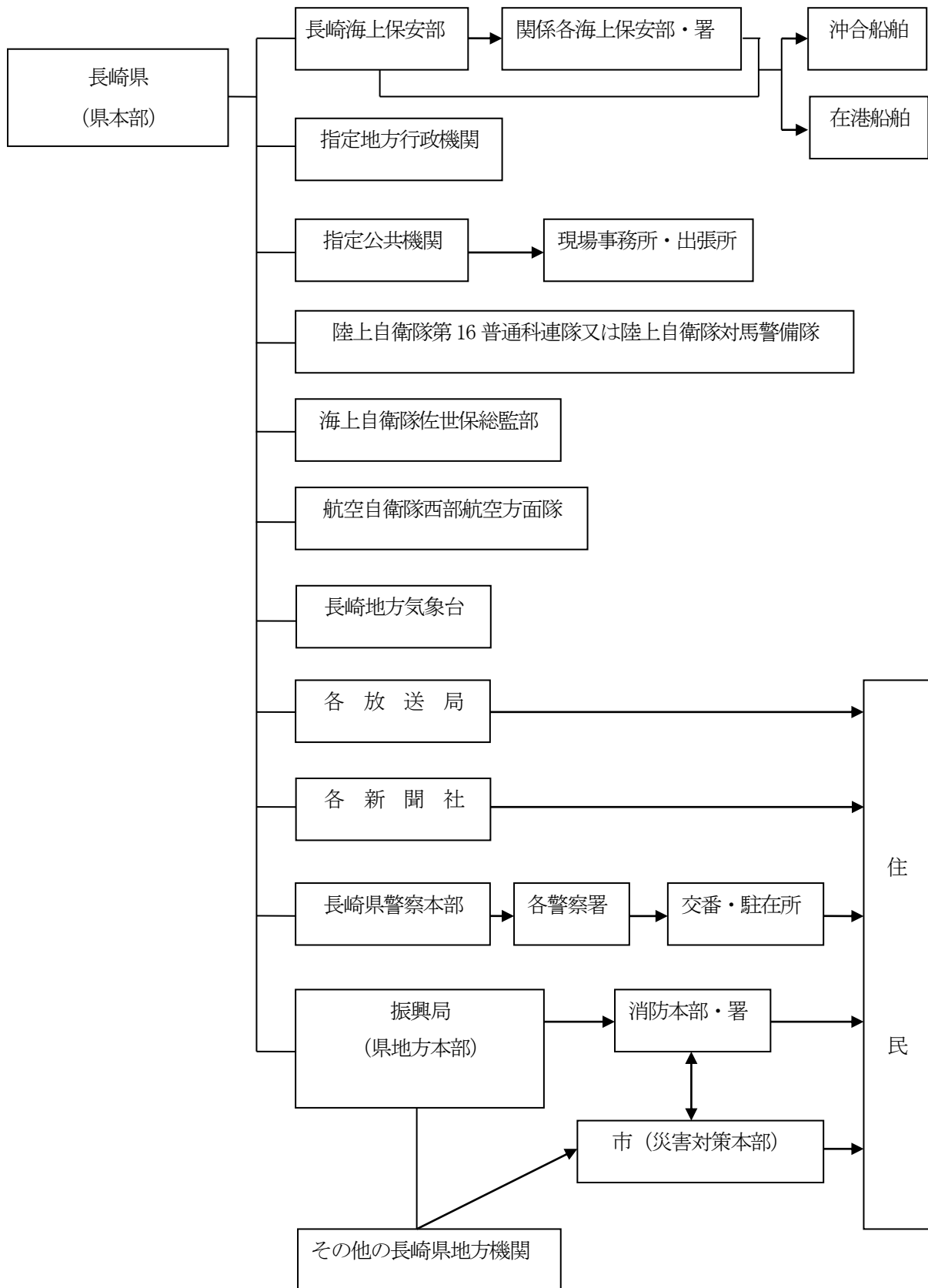


- 注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
- 注2) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- 注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほか防災情報提供システム等を通じて各種機関へ提供
- 注3) 長崎地方气象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の、予想区域に対して発表される場合
- 注4) 携帯電話事業者による緊急速報メールは、大津波警報、津波警報が発表されたときに、气象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信

【地震・津波情報の伝達系統図】



【図表：長崎県の災害対策伝達系統図】



第8節 通信施設利用計画

第1編第3章第8節「通信施設利用計画」を準用する。

第9節 災害広報・広聴計画

第1編第3章第10節「災害広報・広聴計画」を準用する。

第10節 災害警備

第1編第3章第11節「災害警備」を準用する。

第11節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため、消防、水防活動及び救出活動について、消防機関等及び自治会・自主防災組織並びに住民が実施すべき事項を示す。

1 消防、水防活動

(1) 消防、水防活動の基本方針

- ① 消防機関は、地震に対処するための消防活動計画及び水防計画の定めるところにより数多くの人命を守ることを最重点にした消防、水防活動を行う。
- ② 住民、自治会・自主防災組織及び事業所等は、自ら生命及び財産を守るため出火防止活動及び初期消火活動を実施する。特に危険物を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- ③ 地域の住民は、協力して可能な限り消火活動を行い災害の拡大を防止する。

(2) 消防機関の活動

① 災害発生状況等の把握

消防機関は、管内の消防、水防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部及び雲仙警察署と相互に連絡を行う。

- ア 火災、津波の発生状況
- イ 自治会・自主防災組織の活動状況
- ウ 消防、水防活動上重要な道路障害の状況
- エ 緊急救助事象の状況
- オ その他消防、水防活動上参考となる状況

② 消防活動の留意事項

消防機関は、地震が発生したときの火災の特殊性を考慮のうえ、次の事項に留意し消防活動を実施する。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難活動を直ちに実施し、必要に応じ避難路の確保等、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ウ 危険物の流出等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救急活動の拠点となる避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる

第2編—第3章 地震災害応急対策計画

施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自治会・自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 事業所の活動

① 火災予防措置

ア 火気、LPガス、都市ガス、石油類については、遮断を確認する。

イ 地震が収まった後、直ちにガス、石油類の流出等異常発生の有無を点検し必要な措置をとる。

② 火災予防措置

ア 初期消火活動

イ 必要に応じ、従業員等の避難誘導を行う。

ウ 初期消火ができなかった場合においては、できる限りの延焼防止活動を行う。

(4) 住民の活動

① 各家庭における使用中の火気を直ちに遮断し、LPガス容器のバルブの閉止等の相互の呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

② 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等を活用して、初期の消火活動に努める。

③ 消防隊が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

2 水防活動

地震による、津波及び洪水に対する水防活動を行う。

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

① 地震による津波、洪水が予想され、著しい危険が切迫していると認められるとき、県知事又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を、当該地域を管轄する警察署長に通知する。

② 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは直ちに、関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないように努める。

③ 河川、ダム、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

(2) 水防活動の応援要請

① 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。

イ 水防管理者は、必要があれば市長に対し応援を求める。

ウ 水防区長は、管轄区域の相互応援についての調整を行うとともに必要に応じ自衛隊及び警察官の出動を水防本部に要請する。

- ② 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊の派遣又は警察官の出動を県に依頼する。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ その他応援に関し必要な事項

3 人命の救出活動

(1) 市の活動

- ① 市長は、職員を動員し、消防機関等を指揮して、生命が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者を捜索救出し、負傷者等を必要に応じ救護所等に収容する。
- ② 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して、県知事に対し救出活動の実施を要請する。
 - また、必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他周囲の状況等、応援に関する必要事項

(2) 事業所等の活動

事業所の防災組織等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- ① 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- ② 救出活動用資材を活用し、組織的救出活動に努める。
- ③ 自主救出活動が困難な場合は、災害対策本部、消防機関及び警察に連絡し、早期救出を図る。
- ④ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関及び警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

4 救急活動

(1) 初期救急

被災地における住民や消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努めるものとする。

(2) 市の救急活動

市は、医療機関、運輸機関等の協力を求め救急活動を実施するとともに、多数の負傷者が発生し、他市町の応援を必要とするときは、県及び近隣の市町に対し、応援出動を要請する。

5 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の地震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 市は、県と協力し、建築技術者等を活用して被災建築物等の応急危険度の判定を速やかに行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 住民は、自らの生命及び財産を守るために、被災建築物等の安全を確認する。

6 二次災害の防止

- (1) 市は、余震又は降雨等による水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずることとする。
- (2) 市は二次災害的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (3) 市は、余震による建築物等の倒壊や宅地に関して、建築技術者等を活用して被災建築物及び被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を講ずる。
- (4) 市は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

第12節 土砂災害防止計画

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、市は、県等と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山えん堤の築堤、溪流工事等、治山施設の整備を図る。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止を推進する。

地震災害における土砂災害対策については、第1編第3章第13節「土砂災害防止計画」を準用する。

第13節 消防活動計画

第1編第3章第14節「消防活動計画」を準用する。

第14節 危険物災害応急対策計画

第1編第3章第15節「危険物災害応急対策計画」を準用する。

第15節 救助法の適用に関する計画

第1編第3章第16節「救助法の適用に関する計画」を準用する。

第16節 避難計画

地震・津波災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、避難誘導対策を推進する。

地震・津波災害時における避難対策は、第1編第3章第17節「避難計画」を準用する。

第17節 救出計画

第1編第3章第18節「救出計画」を準用する。

第18節 死体捜索及び収容埋葬計画

第1編第3章第19節「死体捜索及び収容埋葬計画」を準用する。

第19節 食料供給計画

第1編第3章第20節「食料供給計画」を準用する。

第20節 衣料品及び生活必需品供給計画

第1編第3章第21節「衣料品及び生活必需品供給計画」を準用する。

第21節 給水計画

第1編第3章第22節「給水計画」を準用する。

第22節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

第1編第3章第23節「応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画」を準用する。

第23節 障害物の除去計画

第1編第3章第24節「障害物の除去計画」を準用する。

第24節 義援金品募集配分計画

第1編第3章第25節「義援金品募集配分計画」を準用する。

第25節 医療助産計画

第1編第3章第26節「医療助産計画」を準用する。

第26節 防疫計画

第1編第3章第27節「防疫計画」を準用する。

第2編—第3章 地震災害応急対策計画

第27節 清掃・災害廃棄物処理計画

第1編第3章第28節「清掃・災害廃棄物処理計画」を準用する。

第28節 輸送計画

第1編第3章第29節「輸送計画」を準用する。

第29節 交通応急対策計画

第1編第3章第30節「交通応急対策計画」を準用する。

第30節 文教応急対策計画

第1編第3章第31節「文教応急対策計画」を準用する。

第31節 電力施設災害応急対策計画

第1編第3章第32節「電力施設災害応急対策計画」を準用する。

第32節 ガス施設災害応急対策計画

第1編第3章第33節「ガス施設災害応急対策計画」を準用する。

第33節 上下水道施設災害応急対策計画

第1編第3章第34節「上下水道施設災害応急対策計画」を準用する。

第34節 公衆電気通信災害応急対策計画

第1編第3章第35節「公衆電気通信災害応急対策計画」を準用する。

第35節 鉄道施設災害応急対策計画

第1編第3章第36節「鉄道施設災害応急対策計画」を準用する。

第36節 福祉に係る対策

第1編第3章第38節「福祉に係る対策」を準用する。

第37節 公共土木施設災害応急対策計画

第1編第3章第39節「公共土木施設災害応急対策計画」を準用する。

第38節 県防災ヘリコプター派遣要請計画

第1編第3章第41節「県防災ヘリコプター派遣要請計画」を準用する。

第39節 自発的支援の受入れ

第1編第3章第42節「自発的支援の受入れ」を準用する。

第40節 動物対策

第1編第3章第43節「動物対策」を準用する。